

**福祉タクシー・バス共通利用券の申請
重度障害者の社会参加に利用してください**

本市では、重度の障害者の積極的な社会参加を促進するため「障害者福祉タクシー等利用料金助成事業」を実施しています。

助成額

タクシー・バス1回の乗車当たり

上限 500円

※バスを利用する場合に限り、100円単位で助成

**身体障害者移動相談(但馬地区)を開催
肢体障害者の補装具支給などを相談できます**

▼日時 5月31日(金)午前10時～正午
▼場所 豊岡市福祉事務所(立野町12・12)
▼内容 補装具(義肢、装具、車いす)支給・修理の判定、

▼対象 身体障害者手帳1、2級所持者
○療育手帳A判定所持者
○精神障害者保健福祉手帳1級所持者
※施設入所者、自動車税・軽自動車税減免者、豊岡市実施の外出支援サービス利用者には対象外

▼交付枚数 申請された月から当該年度分の利用券を一括交付(500円分の利用券を月4枚交付) ※じん臓機能障害で人工透析通院の方には月13枚を交付(年度上限156枚)。
▼申込み 対象の手帳と印鑑(代理申請可)を持参して申請書を窓口へ提出
《申込み・問合せ》社会福祉課 ☎24-7033
FAX 24-4516または各振興局市民福祉課



**児童扶養手当などの手当額を改定
4月分から手当の月額が変わります**

《児童扶養手当などの月額》

手当		改定前(3月まで)	改定後(4月から)	
児童扶養手当	本体額	全部支給	42,500円	42,910円
		一部支給	42,490円～10,030円	42,900円～10,120円
	第2子加算額	全部支給	10,040円	10,140円
		一部支給	10,030円～5,020円	10,130円～5,070円
	第3子以降加算額	全部支給	6,020円	6,080円
		一部支給	6,010円～3,010円	6,070円～3,040円
特別児童扶養手当	1級	51,700円	52,200円	
	2級	34,430円	34,770円	
特別障害者手当		26,940円	27,200円	
障害児福祉手当		14,650円	14,790円	

《問合せ》社会福祉課生活援護係 ☎24-7031(児童扶養手当)、障害福祉係 ☎24-7033(児童扶養手当以外)

災害時要援護者登録

災害時などに支援が必要な皆さんへ

災害時などに支援を必要とする方が、安心して情報の提供や避難支援を受けられるようにするため、市では「避難行動要援護者」と「情報伝達等要援護者」の名簿登録を行い、この名簿情報を避難支援等関係者に提供し、支援活動に活用しています。

この制度は互いに助け合う共助の支援のため、希望する支援が受けられない場合があります。できる範囲で備えるとともに、日ごろから近所の皆さんと災害時の対応について話し合ってみましょう。



避難行動要援護者

▼対象 高齢者等のみまたは単身の世帯の方で、次のいずれかに該当

- ①要介護3～5の方
- ②身体障害者手帳1級または2級の方
- ③療育手帳A判定の方
- ④精神保健福祉手帳1級の方
- ⑤災害時等の避難行動に特別な配慮や支援が必要な方でその旨を申し出た方

▼支援内容 平常時の見守り、災害時などの情報提供、避難誘導、避難支援

▼提供の流れ 市の保有する情報に基づき名簿

登録(①～④)を行い、登録者に名簿情報の提供について同意・不同意の意思確認の上、⑤と併せて避難支援等関係者に提供します。

情報伝達等要援護者

▼対象 災害時などに情報提供などの支援を希望する方で次のいずれかに該当

- ①要介護3～5の方
- ②身体障害者手帳1級または2級の方
- ③療育手帳A判定の方
- ④精神保健福祉手帳1級の方
- ⑤65歳以上の方だけの世帯の方
- ⑥市長が特に必要と認める方

▼支援内容 平常時の見守り、災害時の情報提供

▼提供の流れ 本人(代理人含む)からの申し出により名簿登録を行い、避難支援等関係者に提供

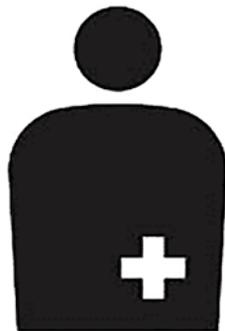
▼変更点 以前は、同居家族がある場合は対象外としていましたが、対象要件に該当していれば登録できます。希望する方は、社会福祉課に申し込んでください。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7032または各振興局市民福祉課



ハート・プラスマーク

外見からは分かりにくい身体内部の障害(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能の障害)がある方を表すマークです。

オストメイト用
設備マーク

排泄機能に障害があり、人工肛門や人工膀胱を造設している方のための設備が整えられていることを表し、トイレの入口などに表示されています。



ヘルプマーク

外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマークです。

障害者に
関係するマーク
～第2弾～

今回紹介する障害のある方に関係するマークには、全て「+」が付いています。どこかで見掛けたマークはありませんか？マークを見掛けたら、障害がある方への配慮をお願いします。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033